

近隣住民・自治会等への 建築工事等の事前説明について (お願い)

(戸建住宅を含む建築物の建築工事、解体工事等)

建築工事等関係者の皆様へ

西宮市では、「開発事業等におけるまちづくりに関する条例」により、一定規模以上の建築・宅地造成事業については、事業計画や工事計画等の説明を義務付けております。

しかし、条例による説明の義務付けが無い規模の建築工事や、解体工事等において、近隣への事前説明が行われていないことがあるために、近隣住民等から不安の声が寄せられています。

そこで、近隣住民等の不安を軽減し、工事を円滑に進めるためにも、建築工事や解体工事等を行う際は**近隣住民・自治会等への事前説明を行ってください**。

説明方法についての規定はありませんが、図面等を用いた分かりやすい説明をお願いします。

【説明内容の例】

- 連絡先 (建築主・設計者・施工者・現場責任者 等)
- 計画内容 (用途・規模・配置・高さ 等)
- 工事内容 (工期・休日・作業時間・アスベスト含有材の有無及び撤去方法 等)



このチラシに関するお問い合わせ

■開発指導課

電話：0798-35-3620
(建築工事に関すること)

■環境保全課

電話：0798-35-3802
(特定建設作業及びアスベスト撤去に関すること)